

留学および休学から復学した学生の卒業論文登録について（生涯教育学専修）

「卒業論文」については通年科目として開講されているため、4年の秋に留学から復学した学生については、学期途中の卒業論文登録ができません。このため、必然的に卒業必要年数が5年間となり、通常は5年間での卒業を計画していただくことになります。このような場合であっても、以下記載の要件を満たし、留学期間中にあっても卒業論文作成の準備を進めていることが認められる学生については学期途中から卒業論文の登録を認めることがあります。なお、単位数は、通年の場合（8単位）と変わりません。

1. 登録対象学生

以下の要件をすべて満たす者

- (1) 教育学科生涯教育学専修の学生であること。
- (2) 1学期以上卒業論文等に関わる指導教員の指導を受けていることを指導教員が認めていると学科（専修）主任が判断する者。
- (3) 卒業論文等を登録する学期の直前の学期までの在学期間が7学期以上であり、かつ、卒業論文等を登録する学期の直前の学期までに1学期以上留学（在学期間に含める学期を含む）または休学の記録がある者。
- (4) 学科における特例の定めを満たし、学科・専修の許可を得た者。（所定用紙に学科等主任印が押されたものを事務所に提出してください。）

【教育学科生涯教育学専修の定め】①～③の全て、または④を満たす者

- ①留学前に予め、生涯教育学専修主任および次号に定める演習科目の担当教員から留学中の科目履修計画の承認を得ること。
- ②早稲田大学学則第16条（※）に基づき、「社会教育演習Ⅰ—2」および「社会教育演習Ⅱ—1」を修得したものとみなされること。
- ③登録時期の例外の適用を希望する学生が、留学中も卒業論文指導教員に対し、メール等で連絡しあい、指導を受け、中間報告を行い、最終報告を行っていることを生涯教育学専修主任が確認していること。
- ④卒業論文を登録しようとする学期の学期末において、卒業に必要なすべての演習科目の単位を既に修得している、もしくは修得が見込まれると学科（専修）主任が判断し、卒業論文を登録しようとする学期末において卒業が見込まれる者。

（※）早稲田大学学則16条・・・各教授会は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学前または入学後に大学または短期大学（以下「大学等」という。）において修得した単位または学生が本大学に入学後に外国の大学等に留学して修得した単位を、本学の授業科目の履修によって修得したものとみなすことができる。

2. 想定される例※あくまで一例となりますので、不明な点がある場合にはお問い合わせください。

◆ 3年次の秋学期から1年間留学をする者【単位認定を活用して4年間で卒業する例】

3年次春学期に3年演習（春）を履修。留学先で修得した単位を、3年演習（秋）、4年演習（春）として単位認定（※）を受けることができれば、復学時に4年演習（秋）と卒業論文を履修することで卒業可となります。（3年演習（秋）は復学時に4年演習（秋）と並行履修することも可能。）

◆ 4年次の春学期から半年間留学する者

3年次春学期に3年演習（春）を履修。3年次秋学期に3年演習（秋）を履修。留学先で修得した単位を、4年演習（春）として単位認定（※）を受けることができれば、復学時に4年演習（秋）と卒業論文を履修することで卒業可となります。

※演習の単位として認定される科目は、時間数・内容共に演習科目相当であると学科で承認を受ける必要があります。

以上

早稲田大学教育学部事務所

E-mail : school-of-education@list.waseda.jp / TEL : 03-3202-2379